

茨木市指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、茨木市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年茨木市水道事業管理規程第3号。第2において「規程」という。）第19条第2項の規定に基づき、茨木市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事業を定めるものとする。

（所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 茨木市指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱（次号及び第3号において「処分要綱」という。）第3第3項に規定する工務課長からの報告に基づき、茨木市指定給水装置工事事業者（次号及び第3号において「指定工事業者」という。）に対する処分等に対して審査すること。
- (2) 水道事業管理者（第2において「管理者」という。）が指定工事業者に対し、規程第8条に規定する指定の取消しをしようとする際に、処分要綱第3第3項の規定による報告及び処分要綱第5の聴聞の結果に基づき、処分の内容について審査すること。
- (3) 管理者が指定工事業者に対し、規程第8条に規定する指定の停止をしようとする際に、処分要綱第3第3項の規定による報告及び処分要綱第5の弁明の機会の付与の結果に基づき、処分の内容について審査すること。
- (4) 前3号の規定による審査の結果を管理者に報告すること。
- (5) その他管理者が必要と認めた事項について審査すること。

（組織）

第3 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、水道部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、水道部次長、総務課長及び工務課長の職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、工務課を担当する水道部次長がその職務を代理する。

（会議）

第5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が指名する所属職員を会議に出席させることができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（庶務）

第6 委員会の庶務は、工務課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から実施する。